

平成 17 年度 第 7 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

( 本議事録は、議事概要を兼ねるものである。 )

1 . 日時 : 平成 17 年 9 月 27 日 ( 火 ) 16 : 30 ~ 17 : 03

2 . 場所 : 霞ヶ関ビル 33 階 東海大学交友会館 望星の間

3 . 出席者

( 委員 ) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、志太勤、原早苗、矢崎祥策、安居祥策各委員、安念潤司専門委員

( 政府 ) 村上大臣

( 事務局 ) 永谷内閣審議官、林前内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、梶島参事官、岩佐企画官、原企画官、菱沼企画官

4 . 議事次第

( 1 ) 規制改革・民間開放推進会議の提言について ( 決定 )

( 2 ) その他

5 . 議事概要

宮内議長 それでは、定刻でございますので、平成 17 年度第 7 回目の「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。本日は、4 月以降これまでの会議の検討の成果を、お手元の資料でございます「『小さくて効率的な政府』の実現に向けて - 公共サービス効率化法 ( 市場化テスト法 ) 案の骨子等 - 」という形で会議として決定し、公表したいと存じております。

本日の会議には、村上大臣にお越しいただいております。それから、8 名の委員と安念専門委員に御出席をいただいております。

それでは、まず初めに 9 月 1 日付で林内閣審議官が退任されました。後任として、永谷内閣審議官が着任されておられます。御紹介申し上げますとともに、ご挨拶を頂戴したいと思います。

それでは、林さん、お願いします。

林前内閣審議官 大変お世話になりました。9 月の初旬に 34 年 2 か月の役人人生を全ういたしまして退官いたしました。もう 1 か月近く経つんですが、思い出すことは、役所に入った当時のことと最近のことで中抜けになっておりまして、ニクソンショックだとか、石油危機だとか、公害問題だとか、むしろ最近の 9.11 だとか、中国のセーフガードや電子・電機産業の競争力とか、FTA とか、中国とか、その中でも昨年 7 月から、この規制改革と産業再生というのは、やはり最も印象に残っております。大変面白く仕事をさせていただきました。

ただ、この規制改革の仕事自体は、なかなかこれで全部終わったということがない、か

なりペイシャンスの要る仕事だろうと思います。そういう中で、宮内さん、鈴木さん始め、皆様方には大変お世話になりました。皆さん方の力で今後も前に進まれるわけですから、私も是非関心を持っていきたいと思っております。（拍手）

永谷内閣審議官 9月1日付で林の後任で参りました、永谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大仰なことも言えないんですけれども、会議の御意向を体して一生懸命頑張りたいと思いますので、林の場合同様、御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

宮内議長 林さん、本当に長い間お世話になりましたありがとうございます。

永谷内閣審議官、よろしく願い申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、大臣においでいただいておりますので、一言頂戴したいと思います。

（報道関係者入室）

村上大臣 皆さん、こんにちは。2か月ぶりでございます、本当に2か月は長かったなと思います。まず最初に、林さん、どうもありがとうございました。今回選挙をやったつくづく思いましたのは、今回の選挙は小泉構造改革を続けますかと、それとも後戻りしてやめますかと、それを全日本を駆け回ってお話させていただきました。

結果は、国民の皆さん方は小泉構造改革を続行しろと、それも先生方のお力を借りてもっとスピードを上げてやれと、それが今回の選挙のお答えだったんじゃないかという気がしております。

特に私は規制改革や行政改革をやったつくづく思いましたのは、本当に応援団がないものだなと。特に、昔で言えば楠木正成が足利尊氏の大軍勢を向こうに回して戦うようなものだなということが、よくわかりました。

特に選挙の前には、いろいろ諮問する機会があったんですけれども、御承知のように郵政の問題があったために、2か月延び延びになってしまったことを、本当申し訳なく思い、また残された時間を思うと、宮内さん始め皆さん方と不眠不休で頑張っていかなければいけないと思っている次第でございます。

特に本日、「規制改革・民間開放推進会議」の御提言として、お役所仕事改革法と言うべき「市場化テスト法案」の骨子がまとめられる運びになりまして、本当に御多忙にもかかわらず、先生方には御審議いただきましたことに対して、大変深甚なる敬意と感謝の念を申し上げたいと思います。

この提言において述べられている「市場化テスト」の本格的導入等は、官業のスリム化、効率化を通じて、今まさに国民の間で強く望まれている、小さな、そして効率的な政府を実現するために、絶対欠くことのできない、絶対通さなければならない課題だと私どもは考えております。

「市場化テスト」の本格的導入においては、できる限り幅広い事務・事業を対象とする

こと、なるべくあらゆる部門について、民間の人がトライできるようなシステムにしたいということ、それからやる気のある地方自治体における導入を後押しする。まさにインディアナポリスの市長のように、自主・自立・自考を目指す地方自治体の皆さん方が、国と同じように平行にこの制度を導入できるようにしたいという考えであります。

このためには、早期の法制化が不可欠でありまして、来年の通常国会における法案提出を目指して、必要とあらば私自身が関係大臣と折衝をやっていきたいと考えております。

そういうことでございますので、委員、専門委員の先生方には、なお一層の御支援と御協力をお願いしたいと存じます。

これ以外の課題につきましても、今後は年末の答申に向けて、検討を更に深めていただくこととなっておりますが、その際、以前申し上げたとおり、総理裁断を仰ぐのか、大臣折衝を行うのか、「経済財政諮問会議」とも連携を図るのか、この会議が責任を持って折衝を行うのかという、いろんな優先順位やメリハリを付けていくことが重要ではないかと考えております。

引き続き、宮内議長始め皆さん方と相談していただきながら進めていければ幸いですと考えております。できる限り多くの具体的な成果が得られるよう、委員、専門委員の先生方には今後とも自由闊達な御審議をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、本当にお忙しいところをありがとうございました。今後ともよろしく願います。

宮内議長 大臣、どうもありがとうございました。大変力強いお言葉を頂戴いたしました。まさに小さくて効率的な政府の実現を目指すということでございます。特にお話がございましたように、「市場化テスト」の本格的導入等に向けまして、これから我々の力の試されるところではないかと感じました。

当会議といたしましても、今の大臣のお言葉にございましたように、その御期待に沿うようにしっかりと審議し、提言をまとめていくという作業を進めさせていただきたいと思っております。何分よろしく願います。

(報道関係者退室)

宮内議長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。解散総選挙などもございまして、前回会議から2か月以上空白があり本日もなりましたが、ただいま大臣のお話にもございましたように、選挙を経まして世間一般における改革の機運はますます高まっているということでございます。とりわけ行政部門の徹底した効率化、コスト削減といった小さくて効率的な政府の実現を求める声が高まって、選挙結果にも反映したということであろうかと思っております。

当会議では、これまで「市場化テスト」の法制化を始めとして、小さくて効率的な政府の実現に資する諸課題についても精力的に検討を行ってまいりました。

そこで今回、「市場化テスト」、官業の民間開放の推進、規制見直し基準の策定といった横断的な制度の枠組み等について、当会議としての考え方を明らかにし、小さくて効率

的な政府の実現に向けた取組みを加速させるため、お手元の資料にございます「『小さくて効率的な政府』の実現に向けて - 公共サービス効率化法（市場化テスト法）案の骨子等 - 」という形で提言をまとめさせていただきました。

それでは、この提言の内容につきまして、それぞれ担当の主査の皆様方々から御説明をお願い申し上げたいと思います。

「市場化テスト」につきましては、八代主査。

官業の民間開放の推進と規制の見直し基準については、鈴木主査からそれぞれお話をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

八代主査 それでは、お手元のまとめの方を見ていただきたいと思います。「『市場化テスト』の本格的導入による官業の徹底的な民間開放」というタイトルで、「市場化テスト」の内容とか意義、それから本格的導入に向けた今後の取組みということで、今、宮内議長からお話がありましたように、これまでのモデル事業とは違って、一本の法律を基本的枠組みとした「市場化テスト」というのを、平成 17 年度中に策定し、国会に提出すべきであるということを確認にしております。

この中身としては、「市場化テスト法」の目的とか基本理念、それから基本方針というのが大事でありまして、「市場化テスト法」の対象とする公共サービス及びこれに伴い講ずべき措置、関連する規制改革の規定、不要な公共サービスの廃止、公共サービスの不断の革新を実現するためのいろいろな措置ということを基本方針に入れるわけでございます。

具体的に官民競争入札の実施に関する事項としては、対象となるサービスとか関連する規制改革、落札物をどういうふうを選定するか、モニタリングをどうするかという、具体的な規定が書いてございます。落札者の決定、モニタリングの実施ということではありますが、大事なのは規制の特例措置をどういうふうに決めていくかということと、何よりもそれを監視する第三者機関というのが大事でありまして、中立かつ強力な権能を有する第三者機関を内閣府に設置するということでもあります。

それ以外に公務員制度とか、財政法とか、国有財産法とか、既存の横断的法制度との関係を整理していくということ。それから、特区法と同じように、これは民間事業者からの提案を幅広く受け付けて、基本方針の改定を逐次行うということでございます。

これが基本的な内容でございますが、委員限りの紙がお手元でございますので、「市場化テストWGの今後の進め方（案）」も併せて説明させていただきたいと思います。

何よりも法律をつくるということが一番重要であるわけですし、市場化テスト推進室において、今、法案の作成を努力しております。

関連して、ワーキンググループを7月以降、23回のワーキンググループを開きまして、専門委員の方を含めてさまざまな問題点について議論してきたわけでもあります。

今後の対応といたしましては、まず何よりも対象事業の選定というのが一番重要でございまして、ハローワークとか、社保庁とか、統計関連、これ以外に行刑施設であるとか、独立行政法人、及び地方公共団体が実施する「市場化テスト」の関連ということで、地方

公共団体が自発的に「市場化テスト」を実施するために、これを妨げるような国の法律があった場合は、これも「市場化テスト法」の中で特例措置を講じるということも盛り込んであるわけでありませう。

こういうことを、これまでのワーキンググループでもやってきたわけですが、なかなかこの対象事業を決めるといふときに、各省の抵抗が非常に大きいというふうに考えられますので、是非村上天大臣におかれましても、ここでの交渉について、またよろしくお願ひしたいと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

宮内議長 どうぞ。

鈴木議長代理 それでは、引き続きまして、官業の民間開放の推進について御説明申し上げます。

これは、去年もやった問題として、特に 812 の国の事務・事業を洗い出して、その中から百近くのものを 2 次ヒアリングをし、そして 36 項目の答申を出したわけですが、引き続きそういうものを母数として、その中から項目を拾うということにしたいと思っております。

今年の特徴としては、特に特別の法律により設立される民間法人、いわゆる行政代行人といわれておりますが、検査、検定、研修、情報提供等をやっておるものが多い。これを重点的に取り上げて、自主検査とか自主検定等の導入による民間開放の可能性を追及したいと思っております。

更にまた独立行政法人につきましては、中期目標期間が終了する法人の中で、いろいろ問題提起ができるものについて、これを拾い上げて、そして民間開放の可能性を考えていきたいと思っております。基本的な考え方は、昨年と全く同じでありますので、省略させていただきます。

現在までに、約 25 業務についてヒアリングをしておりますが、来週から 11 業務ほど更にヒアリングを重ね、ものによっては更に 2 次、3 次ヒアリングというふうなところに入って行って、できるだけ多くの成果を出したいと考えております。これが官業の民間開放の推進の問題です。

次の規制の見直し基準の策定。これは新しい試みなので、どのように進めていくのかということについて、いろいろ研究を進めてまいったのですが、せっかく行政手続法というものがある、行政指導には拘束力がないということが法律に明定されているにもかかわらず、ほとんどの日本の規制というものは行政指導やそれに類似した形のもので行われておって、その拘束力の有無があいまいであると思っております。皆さんが闘っておられる規制緩和も、実は拘束力のない行政指導によるものが多いということが実態であるわけですね。これは日本の行政の実態でもあるわけですね。

したがって、通知・通達等について、一度徹底的に見直しを行って、すべての通知・通達に対して拘束力を否定することは、必ずしも現実的ではないし、またそうではない場合

もあるということを念頭に置きまして、そういうものと、そうではないものと、この2つに仕分けをして、前者の拘束力が間接的にも認められるものについては、それはどういう内容のものであり、どういう手続を経て定められ、そしてどういうふうに関示・表明されるべきかという仕組みを厳格なものとして定めることとしたいと考えております。また、それ以外のものについては、拘束力がない、したがって、その指導に従うのも、従わないのも、相手方の自由であるというような切り口を横断的に取ることによって、今後の規制緩和の歩みが、相当これによって進むということを期待したいと思っております。

これに関しては、我々としては大変力を入れておりまして、全省庁に対して現在持っている全部の通知・通達のたぐいの件名及びその内容の提出を要望しておりまして、これはこの部屋いっぱいにはなりませんけれども、少なくとも天井よりも高くなることは間違いない話です。今各省は、調査内容がヘビーワークだと言っておるので少しやり方は工夫しますけれども、とにかく全数を当たるという考え方で進みたいと思っております。

規制の影響分析、R I Aについては、これは以前から当会議が何度か提言をして、現実に省庁によって試行的にR I Aというものが行われておるわけですが、これが試行期間を経たという認識の下に、R I Aを行うのを義務化することに持ち込みたいというのが、今年の課題だと考えております。

以上です。

村上大臣 今日本当に申し訳ありません。実は今から中央防災会議と、後ほど宮内議長と「経済財政諮問会議」へ、この問題について行ってまいりますので、誠に申し訳ありませんが先に失礼させていただきます。

先ほど申し上げましたように、2か月間、本当に先生方には御迷惑をかけて申し訳ありませんでした。その分取り戻すべく、先ほど八代総括から言われたように、30日の閣議で八代総括の御趣旨を発言したいと思います。

そういうことでございますので、先生方からこういうふうにしると忌憚のない御意見がありましたら、そのとおりにいたしますので、遠慮なく放り込んでいただけたらと思います。本当に皆さん御迷惑をおかけしました。よろしくお願いいたします。

それでは、申し訳ありませんが、先に失礼いたします。

(村上大臣退室)

宮内議長 それでは、ただいま御説明いただきましたとおりでございます。お手元の案文を会議の提言として決定させていただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

宮内議長 ありがとうございます。それでは、案文のとおり決定させていただきます。各主査を中心に、専門委員の皆様及び事務局の力をお借りいたしまして、お忙しい中集中的かつ精力的に御審議いただきました結果、本日このような提言にまとめられることができまして、改めまして皆様に深く感謝申し上げます。

今回は「市場化テスト」を始めとする横断的な制度の枠組み等について提言しておりますが、実はこれとは別に、年末の答申に向けてそれ以外の個別分野、重点検討分野につきましても、聖域を設けることなく議論を進めていただき、しっかりした成果が得られるようにしていく必要がございます。

そういうことで、各ワーキンググループを中心に是非取り組んでいただきたいと存じます。

具体的には、これまで各分野においてとりまとめました、各省庁の意見と当会議の見解なども活用しつつ、適宜公開討論あるいは論点公開を行っていただき、各省の主張の問題点、あるいは改革に向けた国民のニーズを対外的に明らかにすると。

それらを踏まえまして、各分野の出口のイメージと言いますか、答申の具体的施策を早急に固めていただくようお願い申し上げます。

先ほどからお話が出ておりますとおり、年末の答申に向けまして、実質的な検討期間は、10月、11月の2か月ということでございます。この短期間で具体的な成果を挙げていかなばならないということでございますので、各省庁との調整も含めまして、これまで以上ハードになるということでございますが、委員、専門委員の皆様にも増して御尽力をいただくことを、重ねてお願い申し上げたいと思います。

続きまして、規制改革要望等の集中受付月間、6月のあじさい月間につきまして、10月上旬に規制改革・民間開放推進本部決定を行う予定と聞いております。その検討状況につきまして御担当の志太委員から御報告を頂戴したいと思っております。

志太委員 あじさい月間の報告をさせていただきます。6月に行いまして、全部で1,357件提案がございました。その中を整理いたしまして、850件をテーマといたしました。その後省庁といろいろ打ち合わせさせていただきまして、現在では22のものがパスしているということでございます。

それに加えて、106が既に規制の改革をされているというものもでございます。それを合計しますと、128になるわけでございますが、そういうことからしますと、850キ口の中で16%のものが改革されたというふうになっております。昨年は、17%余りでしたので、大体同じぐらいのところかなという感じでございます。

それに加えて、これから検討しようというものが197件ございます。これをこれから詰めていって、効果を上げていこうということでございます。それぞれのワーキンググループの方々に、これからお示ししますので詰めていただきたいと思います。

一応、22が決まったということでございます。

それから、昨年4月のときに、この席で御了解いただきました、今までのテーマの中で重要なものをもう一度掘り下げていこうじゃないかということもございまして、御了解いただきまして、それを25決めました。これも併せてワーキンググループの方々にお示ししますので、是非成果を上げていただきたいと思います。

最後でございますが、この10月17日から、また「もみじ月間」として提案を受け付ける

ことになっております。各関係の方々が全国21か所において、説明会を開くことになっております。

それと、民間の方で、私どもの協議会では、開いているところを5か所やるということで、合計で26か所、説明会をして要望を受けようと考えております。

今そのようなことで進んでおりますが、先ほど申しましたように、いろいろと整理したものを各ワーキンググループに主査の方々と打ち合わせしながらお渡しますので、また是非効果が上がるように御努力いただきたいと思います。

以上でございます。

宮内議長 原企画官から、どうぞ。

原企画官 ごく簡単に補足をさせていただきます。今、志太主査の方から御説明がございましたのは、お手元の資料の横長の表にそれぞれ数字が入っておりますので、こちらの方を御参照いただければと思います。

また、その中で右下の方に各省回答における措置の分類ということで、A B C Dということで数字が載っております。今、志太主査の方から、本部決定には至らなかったものの、B項目として190余りまだありますということで、御紹介ございましたが、この辺りを中心にワーキンググループで取り上げていただいている課題とオーバーラップするものですか、かなり重要な項目がございますので、こちらの方を事務局でピックアップいたしまして、各ワーキンググループの担当の方から主査の方に御相談を申し上げて、それを会議としても今後重要事項ということで、引き続き検討していくという項目に整理いたしまして、この22項目の本部決定と同時に対外的に公表していきたいと考えております。以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。ただいまの御報告のとおりでございますが、間もなく「もみじ月間」という次の要望の受け付けも始まります。「あじさい月間」の重点検討事項と併せまして、1つでも多くの要望が実現するよう、また各ワーキンググループにおかれましては鋭意取り組んでいただくようお願い申し上げます。

なお、この「あじさい」に関する資料は本部決定前のものでございますので、これにつきましては非公表ということで、よろしくようお願い申し上げます。

続きまして、特区の事務局から御発言をいただきたいと思います。

梶島参事官 特区推進室の梶島と申します。お時間をいただきまして、若干御報告をさせていただきます。

特区の提案につきましては、本年3月に「経済財政諮問会議」の御提言等を踏まえまして、「構造改革特区に関する有識者会議」というものを設置し検討してまいった次第でございます。この有識者会議は、特区の評価委員会の委員をメンバーとしておりまして、八代主査に座長をお願いしております。

この有識者会議におきましては、これまでの1次～6次までの特区の提案の中から、実現しなかったものも多数ございますが、そうしたもののの中から、社会的、経済的にニーズ

があるものを重点的に検討する項目として選定いたしまして、その実現を図っていく取組みでございます。

有識者会議におきましては、重点項目として18項目選定されておりまして、今週金曜日、30日でございますが、有識者会議を開催して意見のとりまとめが行われる予定でございます。

通常のプロ案募集の過程におきましては、特区の特例措置になるという御提案と、全国において実施する規制改革項目になる場合がございます。こちらの後者の方の、全国の規制改革項目につきましては、この「規制改革・民間開放推進会議」においてフォローしていただいているところでございます。今回の有識者会議の結論におきましても、そうした全国において実施する規制改革項目に出てくる見込みでございます。

したがって、有識者会議の今回の意見の対応方針におきましても、通常のプロ案募集と同様に全国において実施するとされた規制改革項目につきましては、当「規制改革・民間開放推進会議」におきましてフォローしていただきたいと考えておりますところ、委員の皆様のご理解と御協力を是非お願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。当会議といたしましても、有識者会議として結論が出た事項につきましては、その実効性が担保されるように、監視という形で参加させていただきたいと思っております。

それでは、本日の審議はこれで終わりたいと思いますが、本日提言を会議として決定いたしましたので、これまで非公表としてまいりました議事要旨につきましては、随時公表していくことにいたします。

次回の会議の日程等につきましては、事務局で調整して御連絡を申し上げることにしたいと思います。

最後に、事務局から連絡事項がございましたら、どうぞ。

井上参事官 特にございません。

宮内議長 それでは、この後は直ちに提言を決定したことなど、本日の会議の様態につきまして記者会見をさせていただきたいと思っております。

更にその後、先ほど村上大臣がおっしゃいましたとおり、「経済財政諮問会議」に私が出席させていただきまして、「市場化テスト」に関し、本日の提言を基に御報告することになっておりますので、お含みおきいただきたいと思っております。

委員の皆様方から、何か御発言がございますでしょうか。

それでは、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日はこれにて解散させていただきます。